

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年3月8日
(2)事業者の氏名又は名称	坂本自動車株式会社(法人番号1010501004596) 代表者 宮下 敦之
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都台東区日本堤2-36-10 (本社営業所) 東京都台東区日本堤2-36-10
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年9月22日、無車検運行があった旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年3月8日
(2)事業者の氏名又は名称	尾倉 洋一
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市 (営業所) 神奈川県横浜市
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項
(6)違反行為の概要	タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定による適正化事業実施機関(一般財団法人神奈川タクシーセンター)に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和2年度の負担金を納付せず、令和3年7月26日付け関自旅二第827号による負担金納付命令(納付期限令和3年8月25日)に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	八潮交通有限会社(法人番号6030002048005) 代表者 秋山 幸夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県八潮市緑町1-9-15 (本社営業所) 埼玉県八潮市緑町1-9-15
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(71日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6)違反行為の概要	令和3年8月26日及び同年9月2日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 8 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和4年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和4年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	山三交通株式会社(法人番号8010601022120) 代表者 秋山 利裕
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区南砂1-23-15 (本社営業所) 東京都江東区南砂1-23-15
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年10月6日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)